

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

(2022年度)

住 所 東京都港区浜松町2-4-1
 世界貿易センタービルディング 南館10階
 事業者名 東京モノレール株式会社
 代表者名 代表取締役社長 照井 英之

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
—	—	—

② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
サービスハンドブックの充実	・お客さまニーズに対応するため、サービスハンドブック（お客さま接遇ガイドライン）を充実させます。	計画のとおり実施済みです。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
介助を必要とされるお客さま乗車時の連絡体制構築	・介助を必要とされるお客さまが乗車する際は乗車駅係員から乗務員及び降車駅係員へ乗車列車、乗車位置を連絡しスムーズな移動の支援を行っています。	計画のとおり実施済みです。
「声かけ・サポート」運動	・鉄道などを利用する高齢者や障害者等のお困りのお客さまに対して、社員から積極的にお声かけを行う「声かけ・サポート」運動を通年で実施するとともに、9月～10月にかけて強化キャンペーンを実施します。（2022年度）	計画のとおり実施済みです。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームと車両の段差解消に関する情報提供	・ホームと車両との段差に対策を施工した駅と対策を実施した乗降口及び目安値を満たす乗降口等について、ホームページ等での情報提供をしています。	計画のとおり実施済みです。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
各種避難誘導訓練の実施	・異常時総合訓練時に異常時における避難誘導訓練を実施します。(2022年度)	計画のとおり実施済みです。
サービス介助士の取得促進	・駅係員と乗務員、本社社員等についてサービス介助士の資格取得を推進します。(2022年度)	計画のとおり実施済みです。
チェアメイトの操作訓練の実施	・ホーム階から改札階のエレベーター整備の新整備場で、車いすご利用のお客さまを案内する際に利用するチェアメイト(階段昇降機)の操作訓練を実施します。(2022年度)	計画のとおり実施済みです。
障害当事者が参画した研修の実施	・サービス研修の中で、障害当事者が参画したカリキュラムを実施します。(2022年度)	障害当事者の団体と実施にあたっての調整を行った。(2023年6月実施予定)

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
「声かけ・サポート」運動	・鉄道などを利用するお客さまに対して、高齢者や障害者等のお困りのお客さまへのお声かけをお願いする「声かけ・サポート」運動を通年で実施するとともに、9月～10月にかけて強化キャンペーンを実施します。(2022年度)	計画のとおり実施済みです。
「ベビーカー」キャンペーン	・ベビーカーをお使いのお客さまが安心してご利用いただけるよう、国土交通省が作成するポスターの趣旨に賛同し、安心かつ快適にご利用いただけるよう、啓発活動を協力しています。(2022年度)	計画のとおり実施済みです。
エスカレーター「歩かず立ち止まろう」キャンペーン	・すべてのお客さまが安全で安心してエスカレーターをご利用いただくよう、エスカレーターを歩かず立ち止まってのご利用についてキャンペーンを通じて啓発活動を実施します。(2022年度)	計画のとおり実施済みです。
「やめましよう、歩きスマホ」キャンペーン	・「歩きスマホ」は思わぬ怪我を引き起こす可能性や列車の遅延など他のお客さまへのご迷惑にもつながることを踏まえ、駅設備などを安心してご利用いただくために、キャンペーンを実施しご理解とご協力を呼び掛けます。(2022年度)	計画のとおり実施済みです。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

—

(3) 報告書の公表方法

<p>当社ホームページにて公表します。 http://www.tokyo-monorail.co.jp/csr/barrier_free.html</p>

(4) その他

—

II. 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和5年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
跨座式鉄道	20 編成 120 (両)	20 編成 120 (両)	20 編成	0 編成	0 編成	20 編成	20 編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
(合計)	20 編成 120 (両)	20 編成 120 (両)	20 編成	0 編成	0 編成	20 編成	20 編成

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○